小 国 川 漁 業 協 同 組 合
内共第１１号 第五種共同漁業権遊漁規則

（目　的）

第１条　この規則は、小国川漁業協同組合（以下「組合」という。）が、有する内共第１１号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい（はや)、こい、うなぎ、かじか、さくらます（やまめ)、いわな、やつめうなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定め、漁業秩序の維持を図ることを目的とする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請しその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網、刺網による遊漁の場合には日券は口頭で、年券は遊漁承認証購入整理券その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、第 13 条に規定する場合を及び当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 13 条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　遊漁者は、直ちに、第８条第１項の遊漁料を同条第３項から第５項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第３条　第８条に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁してはならない。

２　次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具・漁 法	規　　模
刺　し　網 （移動するもの）	１統（１統の肩長さ１８メートル以下、網丈１メートル以下とする。ただし、互いに連結してはならない。）
た　も　網	網口径　１メートル以下
す く い 網	間　口　２メートル以下

３　第１項及び第２項の規定にかかわらず、次に掲げる漁具・漁法により水産動植物を遊漁してはならない。

（１）一枚網以外の刺し網を使用する漁法

（２）まきえを使用する漁法

（遊漁期間）

第４条　次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、中欄に掲げる漁具・漁法により、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	漁　具　・　漁　法	期　　間
あ　　ゆ	友　釣り、どぶ釣り	７月１日から１０月３１日まで
	投　網　、刺し網	８月１日から１０月３１日まで
こ　　い	すくい網、たも網、投 網	７月１日から翌年の５月９日まで
さくらます（海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。）	釣　り　、　投　　網	３月１日から８月３１日まで
やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。） い わ な	釣　り　、　投　　網	４月１日から９月３０日まで
もくずがに	か　ご　、　筒	９月１日から１２月３１日まで

（禁止区域）

第５条　前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区　　域		期　　間
かじかやつめうなぎ	最上小国川	最上郡舟形町長者原地内富長橋上流端から下流100 ﾒｰﾄﾙの地点まで	周　　年
		最上郡舟形町舟形地内東日本旅客鉄道株式会社奥羽本線鉄橋上流端から下流100 ﾒｰﾄﾙの地点まで	
		最上郡舟形町長沢地内大堰頭首工下流端から下流100 ﾒｰﾄﾙの地点まで	
		最上郡舟形町長沢地内東日本旅客鉄道株式会社陸羽東線鉄橋上流端から下流100 ﾒｰﾄﾙの地点まで	
		最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋上流端から下流100 ﾒｰﾄﾙの地点まで	
		最上郡最上町大字大堀地内大横川との合流点から上流100 ﾒｰﾄﾙの地点まで	

		最上郡最上町大字向町地内満沢橋上流端から下流100㍍の地点まで	
さくらます、やまめ、いわな	最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川水系東ノ又沢	
	最上小国川	最上郡最上町赤倉地内小国川水系中ノ又沢	
やまめ、いわな	最上小国川	最上郡最上町赤倉地内矢粕沢支流下ナカツカ沢合流点から上流全域	
全魚種	最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川大堰堤魚道	
	小国川	最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から下流200㍍の地点まで	

3　次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中、網漁具により遊漁をしてはならない。

区域		期間
最上小国川	最上郡舟形町富田地内最上川との合流点から上流1,000㍍の地点まで	2月1日から9月30日まで
	最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋下流端から義経大橋上流端まで	周年
	最上郡最上町大字富澤地内赤倉橋下流端から湯の原橋上流端まで	
	最上郡舟形町舟形地内舟形橋下流端から上流一の関大橋上流端まで	8月1日から8月31日まで
	最上郡舟形町長沢地内大堰頭首工下流端から下流100㍍の地点から下流200㍍の地点まで	
	最上郡舟形町長沢地内大谷簗下流端から下流350㍍さいの神地点まで	
	最上郡舟形町長沢地内長尾橋中心線から上流100㍍の地点及び下流300㍍の地点まで	
	最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋上流端から下流650㍍の地点まで	
	最上郡最上町大字大堀地内白山橋上流端から下流300㍍の地点まで	
	最上郡最上町大字向町地内満沢橋中心線から上流300㍍の地点及び下流300㍍の地点まで	
	最上郡最上町大字富澤地内末沢吊り橋上流端から下流350㍍の地点まで	
最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川大堰堤下流端から下流2,800㍍の地点から上流の最上白川、東又沢及び西又沢	周年
	最上郡最上町大字東法田地内法田橋中心線から上流500㍍及び下流200㍍の地点まで	8月1日から8月31日まで

4　次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中、釣り以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

区域		期間
最上小国川	最上郡舟形町長者原地内富田堰堤首工上流端から上流100㍍及び下流端から下流100㍍の地点まで	周年
	最上郡舟形町長沢地内大堰頭首工上流端から上流50㍍及び下流端から下流100㍍の地点まで	

	最上郡最上町大字大堀地内瀬見発電所堰堤上流端から上流 50 ﾒｰﾄﾙ及び下流端から下流 100 ﾒｰﾄﾙの地点まで	

（大きさの制限等）

第６条　次の表の左欄に掲げる水産動植物については、それぞれ右欄に掲げる大きさ以下のものは採捕してはならない。

水産動植物の種類	大　　き　　さ
こ　　い	全　長　　１０センチメートル
うぐい（はや）	全　長　　５センチメートル
も く ず が に	甲　幅　　５センチメートル

２　腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

（水産資源の保護に関する制限事項）

第７条　前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動植物の繁殖保護上、又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項（漁業の方法、区域及び期間）については、これに従わなければならない。

（遊漁料の額）

第８条　一般遊漁料の額は、次の表のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとする。また、遊漁者が中学生以下の者であるときは無料とし、高校生及び女性のときは次の表に揚げる１日の遊漁料の額に限り２分の１に相当する額とし、身体障害者（障害の級が１級から３級までに該当する者であり、身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）のときは次の表に掲げる額の２分の１に相当する額とする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
うぐい（はや）、こい、うなぎ、やつめうなぎ、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、もくずかに	釣り、たも網、すくい網、やす（かじかに限る。）、徒手採捕、かご、筒（もくずがにに限る。）	１日	１，５００円
		１年	６，０００円
あ　　ゆ	ど ぶ 釣 り 、 友 釣 り	１日	２，０００円
		２日	３，６００円
		１年	９，０００円

⑵　特別遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、前号に規定するあゆ以外の期間１年の無割引の遊漁料を納付した場合における特別遊漁料の額は、次の表に掲げる額から６，０００円（前号ただし書き後段の減額を受けた者にあっては、３，０００円）、あゆに係る期間１年の無割引の遊漁料を納付した場合にあっては、９，０００円（前号ただし書き後段の減額を受けた者にあっては、４，５００円））を控除して得た額とする。

水産動植物　の　種　類	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい（はや）、さくらます（やま	投　　網	１年	１４，０００円

め)、こい			
あ　　ゆ	刺し網、投　網	１年	１４，０００円

２　前項第２号の特別遊漁料を納付した場合は、同項第１項に掲げる遊漁についてもできるものとする。

３　第１項第１号の一般遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において組合が任命した漁場監視員（以下「漁場監視員」という。）に納付することができるものとし、この場合、同号の遊漁料の額に１，０００円を加算して得た額とする。

４　前項の規定に関わらず、第１項ただし書き後段の減額を受けようとする場合の遊漁料は、組合事務所において納付しなければならない。

５　第１項第２号の特別遊漁料は、組合事務所において納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第９条　組合は、第２条第１項の遊漁料の納付があったときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

（１）承認を受けた者の氏名、住所
（２）承認期間
（３）魚種
（４）漁具・漁法
（５）遊漁区域
（６）遊漁料の額
（７）注意事項
（８）その他参考となるべき事項
（９）発行者名

２　遊漁承認証の交付は、前条第３項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

３　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁承認証の承認に関する事項）

第１０条　この漁場区域内及びア表に掲げるすべての漁場区域内においてイ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁しようとする者は、第２条、第８条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめイ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁　場　区　域　（　漁　業　権　番　号　）
内共第 1 号、 内共第 2 号、 内共第 3 号、 内共第 4 号、 内共第 5 号、 内共第 6 号、内共第 7 号、 内共第 8 号、 内共第 9 号、 内共第 10 号、内共第 11 号、内共第 12 号、内共第 13 号、内共第 14 号、内共第 15 号、内共第 16 号、内共第 17 号、内共第 18 号、

内共第 19 号、内共第 20 号、内共第 21 号、内共第 22 号、内共第 23 号、内共第 24 号、内共第 25 号、内共第 26 号、内共第 27 号、内共第 28 号

イ表

水産動植物	漁　具　・　漁　法	遊　　漁　　料
全　　魚　　種	さお釣り（掛け釣りを除く。）	１年間　３１，０００円
あゆを除く全魚種	同　　上	１年間　２０，０００円

２　前項の承認により遊漁をするときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。

３　第１項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第１１条　遊漁者は漁場監視員の要求があったときには、遊漁証を提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。

（漁場監視員）

第１２条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、次に揚げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等を着けるものとする。

（１）　氏名

（２）　有効期間

（３）　補助監視員心得

（４）　発行者名

（違反者に対する措置）

第１３条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止することを命じ、又は以降その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

付　則

この規則は、令和　６年　１月　１日から施行する。

小国川漁業協同組合

内　共　第　１　１　号

第五種共同漁業権遊漁規則